神戸市看護大学大学院学則の一部を改正する学則をここに公布する 2022年6月30日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学学則第2号

神戸市看護大学大学院学則(2019年4月学則第2号)の一部を改正する学則

(改正前)	(改正後)
(博士後期課程の修了要件)	
第20条 博士後期課程の修了要件は,大	
学院に5年(博士前期課程又は修士課	
程に2年以上在学し、当該課程を修了	
した者については,当該課程における	
2年の在学期間を含む。)以上在学し,	
博士後期課程授業科目について20単位	<u>16単位</u>
以上を修得し,かつ,必要な研究指導	
を受けた上で博士論文の審査及び最終	
試験に合格することとする。ただし,	
在学期間に関しては,優れた業績を上	
げた者については,本大学院に3年	
(博士前期課程又は修士課程に2年以	
上在学し,当該課程を修了した者につ	
いては,当該課程における2年の在学	
期間を含む。)以上在学すれば足りるも	
のとする。	
2 略	
(学位)	
第21条 略	
	2 前項に定めるもののほか,本大学院
	を退学後に本大学院に博士論文の審査
	申請をし、当該審査に合格した者に対
	し,博士(看護学)の学位を授与す
	<u>る。</u>
<u>2</u> 略	3

附則

この学則は、2023年4月1日から施行する。